

廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

令和5年7月13日
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 大洗研究所 環境保全部

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
1	概要説明資料の7頁以降について、第何回で説明するかわからないので、7頁以降の記載と第何回で説明するのかわかるようにすること。	概要説明資料に説明する回数を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
2	概要説明資料の6頁について、技術基準にない工事について、代表例を示せないか。	概要説明資料の7頁から9頁に技術基準に基づく工事がない条文について、条文ごとの代表設備を例として記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
3	概要説明資料の6頁について、第九条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条について、「◎」「○」それぞれで条文を分けることはできるか。	概要説明資料の6頁では記載できないことから、7頁から9頁に設備ごとに凡例を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
4	概要説明資料の6頁において、申請対象としている条文について、工事の例を書くことよと考える。また、そのためには「◎」「○」を分別できるような記載が必要である。	概要説明資料の7頁から9頁に各条文の工事例を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
5	概要説明資料の6頁において、第2回の、「工事がない条文」の第二十一条は別表2で「-」としているが正しいか。必要であれば、別表2を見直すこと。	別表2全体を確認し、修正箇所は朱書きとした。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 別表2 適合性確認整理表
6	漏れ確認ができないので、処理場のように過去に認可を受けたものも別表2に追加すること。	別表に、通信連絡設備、自動火災報知設備、遮蔽スラブ及び固体廃棄物減容処理施設 (OWTF) を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 別表2 適合性確認整理表
7	別表2の6頁でいうと、許可上のもは「出入管理関係設備」のことか。	ナンバリング直上の記載が許可上のものである。許可上の記載には「*」を記載した。また、一部許可書と整合していないところもあるので、修正した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3
8	別表2は、複数の設備で適合を説明するものと考えるが、無理やり細かく分割していないか。	廃液処理棟の管理区域系排気設備について、3系統に細かく分割していたものを、許可書に合わせた記載に見直した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 別表2 適合性確認整理表

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
9	別表2の3頁、第18条の2項は「●」とあるが、「◎」「○」と考えるが、処理場の整理と同じか。	廃棄物管理施設としては、技術基準規則を比較し、条文に一部変更箇所があることから「●」としている。	R5.6.6	R5.7.3
10	処理場では、第6条を「△」としている。そのため、処理場と異なるのではと考えているが	処理場は、技術基準規則の条文に一部変更箇所はあるが、要求事項は変わっていないとの整理であるが、廃棄物管理施設としては、条文に一部変更箇所があることから「●」とし、説明が必要と判断し「◎」とした。	R5.6.6	R5.7.3
11	別表2については、処理場と並行して審査している関係上、区分は同じになるものと考えてるが、それでも異なるというのであれば、納得いく理由や説明が必要である。	処理場に確認の上、再度説明する。	R5.6.6	
12	別表2の1頁の分析フードについて、第12条で「○」がついているが、この整理で正しいか。	設工認本文の記載が、「化学処理装置の分析フード」から「廃液蒸発装置Iの分析フード」に変更となることから、設工認申請対象と判断し「○」としている。	R5.6.6	R5.7.3
13	誤植等もあると思うので、見直すこと。	資料全体を確認し見直した。	R5.6.6	R5.7.3 資料② 概要説明資料 別表1 許可基準と後段規制 別表2 適合性確認整理表 別表3 設工認申請一覧
14	別表2の凡例「◎」「○」「△」について、JAEAとして一貫した考えで整理すること。とくに概要説明資料における設工認要否判断フローチャートの「◇」は大洗のみの表現である。新規制基準の要求を説明するのであれば申請対象ではないか確認すること。	概要説明資料における「設工認要否判断フローチャート」における凡例「◎」「○」「△」は、JAEAとしての考えに基づき判断する。	R5.7.3	
15	別表2の1頁の分析フードについて、位置付けが変わるのみで、既認可の設計に変更がないものは、「○」ではなく「◎」ではないか確認すること。また、分析フードの第十条閉じ込めの「◎」は間違いではないか。	分析フードは、紐づけされる設備が変更になることから設計変更として申請したが、既認可の設計に変更がないことから、「○」から「◎」に見直す。また、第十条閉じ込めの「◎」についても「△」に見直した。	R5.7.3	
16	別表2にOWTFを追加したが、別表1と別表3にもOWTFを追加し、網羅的に確認できるようにすること。	別表1及び別表3にOWTFを追加する。 なお、別表3は申請対象設備を整理しているため、OWTFは記載がない。	R5.7.3	

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
17	別表1 第8条 「最大風速である49m/s～」について、最新の許可の記載に修正すること。	「最大風速である49m/s～」は削除し、別表1の許可書文章を見直した。	R5.7.3	
18	別表1のかっこ「()」が付いている設備の意味は何か。凡例を記載すること。	別表1における()付き記号は、設工認対象施設であり、「○」のものである。記載を見直し「-」とする。R7.7.6 No.26で回答する。	R5.7.3	
19	概要説明資料について、申請対象である別表の凡例「○」のみの説明とし、また、6ページにおいて、該当する設備を記載して1ページでわかるようにすること。	概要説明資料の6ページの表の「分割の考え方」の欄に、該当する設備を記載する。	R5.7.3	
20	別表2について、設備を技術基準の説明の単位でまとめるなどし、分かりやすくすること。	別表2の設備について、技術基準の適合の説明ができる設備はグルーピング(枠で括る)して説明するよう見直す。	R5.7.3	
21	別表2について、安全施設(PS, MS)は廃棄物管理施設の許可において定義されていないことから、欄の必要性を検討すること。	廃棄物管理施設において、安全施設は、PS-3, MS-3であり、また、許可において定義されていないことから、欄を削除する。	R5.7.3	
22	別表2の凡例「◎」の記載「…設工認申請等で…」の「等」についての記載と考え方は、原科研処理場と同じように横並びを検討すること。	設工認申請「等」は、設工認及び保安規定を意図して等としたが、「等」の対象設備を確認した上で削除する。	R5.7.3	
23	別表2 5項 廃液処理棟保管廃棄設備について、第十二条 安全機能を有する施設のみ「○」となっている。適合する安全機能について再確認すること。		R5.7.3	
24	別表2 新規制基準追加要求事項「●」について、新規要求の有無の考え方は、原科研処理場と合わせるよう確認すること。		R5.7.3	
25	別表2 35ページ 固体集積保管場Iについて、今回の審査で内部周囲壁の外部事象に対する技術基準適合性について説明する認識で良いか。		R5.7.6	
26	別表2 70ページ以降のOWTFの表において「(◎)」の表記があるが、「◎」との違いを説明すること。		R5.7.6	
27	別表3 適合性の説明欄は「添付資料VI」の記載のみとなっている。添付資料VIの第何条など詳細に記載すること。		R5.7.6	

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
28	別表 2 第二十二条 予備電源の新規制基準追加要求事項欄の「●」は「○」ではないのか確認すること。		R5. 7. 6	
29	別表 3 表のハッチング箇所と、そうでない箇所との差について説明すること。		R5. 7. 6	
30	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 2 の凝縮器は、別表 2 と照らし合わせると申請対象外ではないのか。他資料と合わせて確認すること。		R5. 7. 6	
31	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 40 の漏えい検出器は、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽のみとしているが、他施設にも該当するものがあると思われるため、確認すること。		R5. 7. 6	
32	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 44～46（吊り具、パレット、昇降装置）は、登録設備を「-」としている理由を説明すること。		R5. 7. 6	
33	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 83 の冷却塔は、対象設備がないということか説明すること。		R5. 7. 6	
34	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 125 の積算線量計は、第 16 条 1 項 5 号に該当するのではないか、説明の「技術基準がない設備」の記載について確認すること。		R5. 7. 6	
35	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 157、160 の漏えい検知器について、登録設備を「-」としている理由を説明すること。		R5. 7. 6	
36	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 161 の非常用照明等の設備・機器、No.162 の非常灯は、既設と OWTF で記載が異なっている。理由を説明すること。		R5. 7. 6	
37	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No. 180 の堅積保管設備の登録設備名称を内部周囲壁としているが、備考欄にそのエリアの名称を記載すること。		R5. 7. 6	